

2025年度 「いじめ防止学校基本方針」

いしばし学園 池田市立石橋中学校

<基本的な理念>

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を推進する。

<いじめの定義>

～大阪府いじめ防止基本方針より～

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- (注4) 好意から行った行為が、意図せずに相手の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し、再び良好な関係を築くことができた場合であっても「いじめ」として認知する。(指導にあたっては、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもある。)

<いじめに対する基本姿勢>

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つこと
- 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つこと

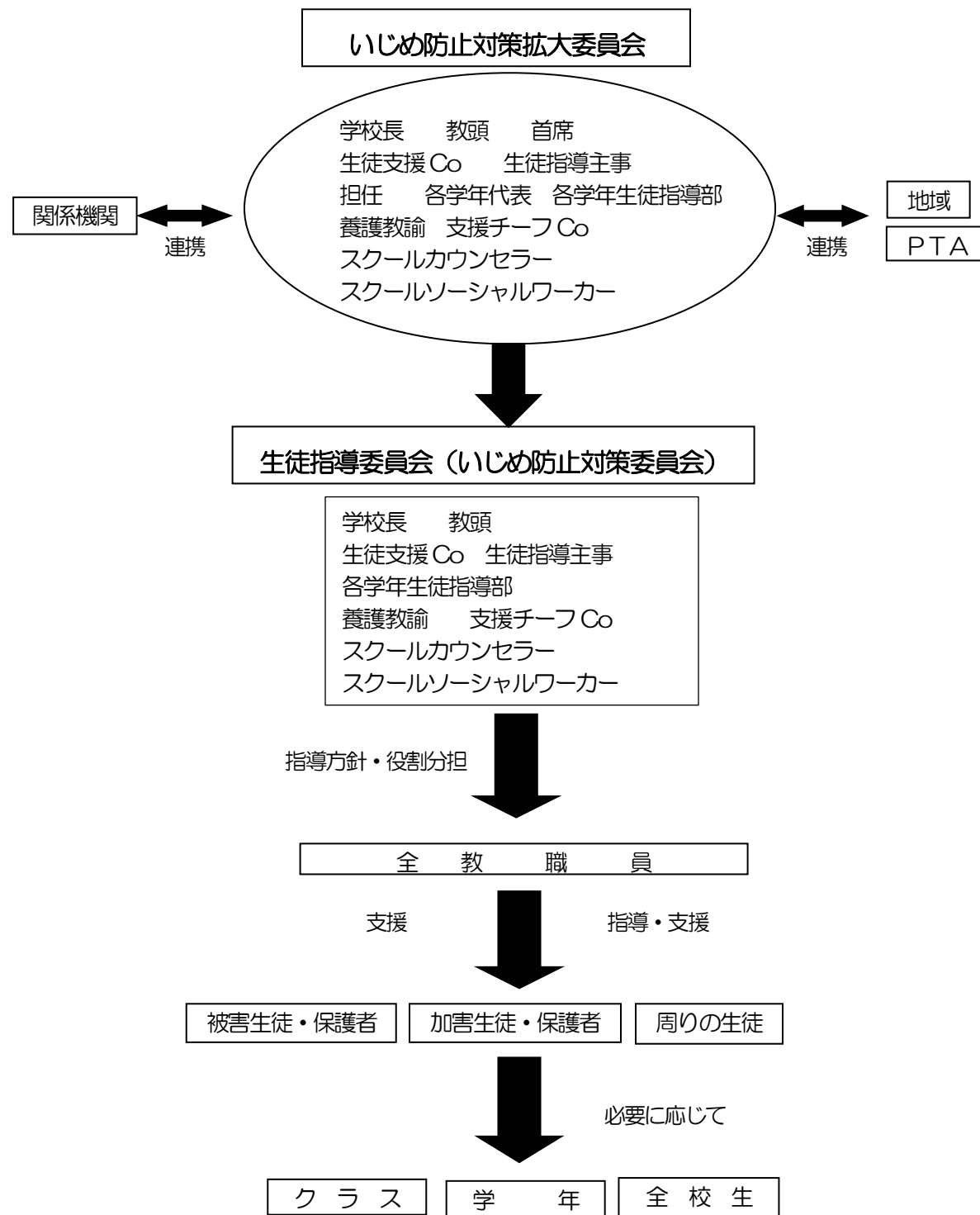
この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、本校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取り組みを推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

<いじめの防止>

- 1、学校として「いじめは許さない」というスタンスを持ち、日々、アンテナをはり、教師間で生徒の情報共有を日常的に行うことを習慣づける。
- 2、「いじめ防止」の最善の方法は「人間関係づくり」だととらえ、クラス集団を基本に、「人権教育を中心に据えた集団づくり」を推進・徹底していく。また、「集団づくり」のためには「個々の自立・自律」が大切であるととらえ、個々の成長を促す指導を行っていく（成長を促す指導を常に心がける）。
- 3、常に生徒の状況を把握するために、生徒との日常の会話やコミュニケーションを大切にする。また、生徒たちが教職員に対して、「本当の気持ち」を話したり、書いたりできるような人間関係づくりに取り組む（早期発見、信頼関係づくり）。
- 4、生徒と生徒の日常の会話や話題の内容が、「人間関係」や「集団づくり」にかかわるようなことが出てくるような関係をつくり（集団づくり、信頼関係づくり）、何か困ったことがあれば生徒間で解決策を見出し、また、教職員とも連携・相談できるような関係を構築していく。さらに、学級集団を全職員で見えていくという視点に立ち、Q-Uアンケートを実施、全職員に知らせることによって、学級集団の状況の分析ならびに、個々の生徒の思いを受け止め、配慮、支援体制づくりを進める。
- 5、生徒会を中心に「集団づくり」「学校の雰囲気づくり」を進めていく中、アンケートを学期ごとに実施し、生徒たちに寄り添った取り組みを進めていく。その際には生徒の課題を明確にし、子どもたちの学校の姿や目に見えないSNSツールの内容なども取り入れ、生徒の実態に即したものにす（外部から専門的な知識を持った講師の方の講演などもからませながら）。また、アンケートの結果については保護者にも知らせ、連携していく。
- 6、教職員の「生徒に対する接し方」は非常に重要である。同じ人として対等に接するように努める。体罰や暴言・排除など絶対に許さない姿勢を持ち続ける。また、生徒の見本となるような「人間像」を描き、行動・実践していく。
- 7、保護者との人間関係を大切にする。その為には、生徒たちからの「信頼」を得ていることが重要である。しかし、逆に、生徒との人間関係に行き詰った時にこそ、相談できるよう、家庭訪問や懇談など含め、日々保護者からの信頼を得ることができるよう継続した教育活動を行い、保護者からの理解を得るよう努力する。
- 8、地域からの情報も貴重なものになる。日々、学校側のスタンスと進んでいる方向性を理解していただくための努力をおこたらず、地域との連携を広げ、深めていく。
- 9、外部機関との連携を常に図り、さまざまな角度より教職員の意識向上に努めるとともに、事案発生のときの対処の仕方についても連携しておく。
- 10、スクールカウンセラーやスクールサポーターとも情報の共有をはかり、早期に教育相談ができるような体制づくりを進めていく。
- 11、教職員は資質向上のため研修に積極的に参加するとともに、学んできた内容を全職員に浸透させていく。

<いじめに対する組織>

《いじめに関する学校体制》



<いじめに対する措置>

- 1、いじめ事象があった時には、拡大生徒指導委員会を中心に事実の把握とともに、今後の方向性、手立てなどを具体的に考え、行動していく。
- 2、いじめられている生徒に対しての寄り添い、いじめた生徒への聞き取り、両保護者への対応（複数も含め）をまずおこない、事実の把握を即日おこなう。
- 3、多数の生徒がかかわっていることも十分考えられるので、当該生徒（いじめられている）の気持ちを確認しながら、集団への聞き取りもおこなっていく。
- 4、保護者への対応も即日行い、家庭訪問を中心に、事実経過の報告と今後の学校の姿勢や取り組みなどを理解してもらうと共に、要望があれば真摯に受け止め、今後の対応に活かしていく。
- 5、いじめた生徒、いじめられた生徒、いじめを知っていながら見て見ぬふりをしていた生徒、まったく無関心な生徒など、さまざまな立場が生じるが、人間関係や所属集団、あるいは自分自身を見つめなおす機会でもあるので、生徒と教師が一体となって、全力で「いじめの問題」を真正面から受け止め、同じようなことがおこらないように、学校全体で取り組んでいく。
- 6、重大事案が発生したときには学校長の下、全職員で対応。外部機関をはじめ関係諸機関とも連携、すみやかに対応していくとともに、当該生徒への心身に対するケアを最大限行う。